

札幌市盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱

平成14年3月28日

保健福祉局理事決裁

(目的)

第1条 盲ろう者通訳・介助員派遣事業（以下「事業」という。）は、単独では意思疎通及び外出並びに文書読解が困難な重度盲ろう者が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をするときにおいて付き添いを必要とする場合、法律上の権利を行使又は義務を履行するときにおいて通訳を必要とする場合あるいは公文書又は重要な私文書の代読が必要な場合に、通訳・介助員（以下「介助員」という。）を派遣し、意思疎通及び外出並びに文書読解の手段を確保することにより重度盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、札幌市とする。

2 市は、事業の一部を適当と認める法人（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 重度盲ろう者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者であって、同法別表第一（視覚障害）及び第二（聴覚障害）の両方に該当し、視覚障がい及び聴覚障がいを合わせた障害程度等級が2級以上の者をいう。
- (2) 公文書 官公庁が作成したものであって、墨字により構成されている文書をいう。
- (3) 重要な私文書 公文書以外の墨字により構成されている文書であって、代読をしないことにより日常生活に著しい支障をきたすおそれのある文書をいう。
- (4) 住所 身体障害者手帳に記載されている現住所をいう。
- (5) 利用者 第5条第3項の規定により名簿に登録された者をいう。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、市内に住所を有する者であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 満18歳以上の重度盲ろう者
- (2) 介助員の付き添いがなければ単独では意思疎通及び外出並びに文字読解が困難な者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用対象者とはしない。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、感染症

の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等の規定により病院又は診療所への入院が必要とされている場合

(2) 施設等に入所している場合

(3) その他派遣することが不相当であると認められる場合

（利用登録の決定等）

第5条 この事業による介助員の派遣を希望する者は、あらかじめ、盲ろう者通訳・介助員利用登録申請書（様式1）を受託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の規定に基づく申請を受理したときは、速やかに申請者の身体状況や世帯状況等を調査し、利用登録の要否を決定するとともに、その旨申請者に通知するものとする。

3 受託者は、前項の規定に基づき利用登録を要すると決定したときは、盲ろう者通訳・介助員利用登録者名簿（以下「名簿」という。様式2）に登録するものとする。

（登録内容の変更等）

第6条 利用者が次の各号に該当するときは、利用者又は利用者の扶養義務者等は、盲ろう者通訳・介助員利用者異動届（様式3）により速やかに受託者に届出なければならない。

(1) 氏名を変更したとき

(2) 住所を変更したとき

(3) 手帳を返還したとき

(4) 施設等に入所したとき

(5) 手帳に記載されている障害名に変更を生じたとき

2 受託者は、前項の届出を受けたときは、必要に応じ、名簿を修正するものとする。

（利用登録の取消）

第7条 受託者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用登録を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項に規定する利用対象者に該当しなくなったとき

(2) 第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき

(3) この要綱に違反したとき

(4) 偽りその他不正の手段で利用登録の決定を受けたとき

(5) その他受託者が利用を不相当と認めたとき

2 前項の規定により登録を取り消したときは、利用者又は利用者の扶養義務者等に通知するとともに、名簿から削除するものとする。

（利用の停止）

第8条 受託者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には介助員の派遣を停止することができる。

- (1) 第6条第1項の届出を正当な理由なく行なわないとき。
- (2) 市長又は受託者が求める書類を正当な理由なく提出しないとき。
- (3) その受託者が利用を停止することが適当と認めたとき。

2 前項の規定により利用の停止を決定したときは、利用者にその旨通知するものとする。
(利用の事由)

第9条 この事業による介助員の派遣対象は、次の各号の外出、通訳又は代読（以下「外出等」という。）のうち、原則として1日の範囲内で用務を終えることが可能なものとする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出をする場合
- (2) 社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出をする場合
- (3) 法律上の権利を行使又は法律上の義務を履行するために通訳を必要とする場合
- (4) 公文書又は重要な私文書の代読を必要とする場合
- (5) 入院中の病院又は診療所において、通訳又は代読を必要とする場合
- (6) 介護保険サービス利用時に、通訳又は代読を必要とする場合（ただし、常態的な介護サービスの代替とならないよう留意すること。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する外出等には、介助員を派遣しない。

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出等
- (2) 通年かつ長期にわたる外出等
- (3) 社会通念上、事業を適用することが適当ではない外出等
- (4) その他、障がい保健福祉部長が事業を適用することが適当ではないと認める外出等

3 前2項の規定の細目は障がい保健福祉部長が別に定める。

(通訳介助の内容)

第10条 介助員が行う通訳介助の内容は、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

- (1) 外出時における移動の介助
- (2) 外出時における身辺介助
- (3) 通訳
- (4) 公文書又は重要な私文書の代読

(介助員の要件等)

第11条 介助員として活動することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 盲ろう者福祉に熱意と理解を有し、心身ともに健全な満18歳以上の者
- (2) 札幌市が実施する盲ろう者通訳・介助員養成研修の修了者（以下「修了者」という。）又は修了者と同程度以上の技術、知識及び経験を有すると受託者が認めた者

2 介助員として活動することを希望する者は、盲ろう者通訳・介助員登録申請書（様式

4) により受託者に申請するものとする。

3 受託者は、前項の申請を受けた場合、申請者が介助員として活動することが適当であると認めるときは、介助員として登録することができる。

4 介助員が次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者は当該介助員の登録を取り消すことができる。

(1) 辞退の申し出があったとき。

(2) 介助員がこの要綱に違反したとき、又は介助員として不相当と認められる事由が生じたとき。

5 受託者は、第3項の規定により介助員を登録した場合及び第4項の規定により介助員の登録を取り消した場合は、速やかに市長にその旨を通知するものとする。

(介助員の研修)

第12条 受託者は、登録されている介助員に対する研修を年1回以上実施するものとする。

(身分証明書の携行)

第13条 介助員は、業務遂行中、受託者の発行する介助員としての身分を証明する証票を携行しなければならない。

(介助員の服務)

第14条 介助員は、次の各号に留意し、安全かつ確実に付添い、介助を行わなければならない。

(1) 利用者の個人的な事情に立ち入らないこと。

(2) 公私の別を明確にし、職務に専念すること。

(秘密の保持)

第15条 介助員は、その活動にあたって、利用者の人格を尊重するとともに、利用者の身上等に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。介助員の登録の取消後も同様とする。

(利用手続)

第16条 介助員の派遣を希望する利用者は、原則として介助員の派遣を希望する日の5日前までに受託者に申し込むものとする。

2 前項の申し込みを受けた受託者は、利用の目的等を考慮し、介助員の派遣を必要と認めるときは、介助員を派遣することができる。

3 前項の規定により派遣する介助員は、利用者の希望、障害の状況、家庭環境及び利用の目的等を考慮し、受託者において適当と判断した介助員とする。ただし、利用者の配偶者（内縁関係を含む。）及び3親等内の親族並びに同居人を介助員として派遣することはできない。

(利用時間等)

第17条 介助員を利用することができる時間帯は、午前8時から午後5時までとする。

ただし、午後5時から午後9時までの時間帯については、受託者が特に必要と認めた場合は利用することができる。

2 介助員の活動区域は、札幌市内及び近隣市町村で1日の範囲内で用務を終えることが可能な区域とする。

3 利用者が1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）に介助員を利用することができる時間（以下「利用可能時間」という。）は原則360時間以内とする。

4 受託者は、利用者の利用可能時間が前項の上限に達した場合において、生命の維持又は疾病の治療に関する通訳その他障がい保健福祉部長が特に必要と認めた場合に限り、利用可能時間を超えて介助員を派遣することができる。

（広域にわたる派遣）

第17条の2 前条第2項の規定にかかわらず、利用者が市外において通訳介助を必要とする場合（第9条第1項の事項に限り、同条第2項の事項を除く。）は、他の地方公共団体等に登録された介助員を第11条第3項の規定により登録された介助員とみなし、派遣することができる。

（費用負担）

第18条 外出等に伴う経費及び利用者が負担すべきと認められる経費については、利用者が負担するものとする。

（事業報告等）

第19条 介助員は、活動した月の札幌市盲ろう者通訳・介助員業務報告書（以下「活動報告書」という。様式5）を翌月5日までに受託者に提出するものとし、受託者は、当該活動報告書を確認し、札幌市盲ろう者通訳・介助員派遣実施状況報告書（様式6）とともに、その月の15日までに市長に提出するものとする。

（報酬等の支払い）

第20条 受託者は、前条の活動報告書に基づき、報償費（活動時間1時間当たり1,500円とする。）及び通訳介助前後の交通費実費相当額を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第17条の2の規定に基づく派遣における報償費及び経費等の額については、当該他の地方公共団体等における基準等によることができるものとする。

（事故責任）

第21条 介助員が所定の業務を遂行中、介助員の過失により利用者の身体、生命又は財産に損害を与えた場合は、札幌市が損害の責を負うものとする。

（関係機関との連絡）

第22条 事業の実施にあたっては、区役所等関係機関と密接な連絡のもとに行うものとする。

（その他）

第23条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日までの間、改正後の第17条第3項の規定中「1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）」とあるのは「平成29年12月1日から平成30年3月31日まで」と、「原則360時間」とあるのは「原則120時間」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

細目

札幌市盲ろう者通訳・介助員派遣事業利用対象事由

1 利用の対象となる事由

事由	利用内容	備考
社会生活上必要不可欠な外出	行政機関等に関わる手続き、相談等 医療機関への受診等	(外出先の例) 市役所、区役所、裁判所、警察署、病院等
社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出	買物、理美容、冠婚葬祭、金融機関の利用、講習会、指文字・指点字・手話等盲ろう者のコミュニケーション手段取得についての勉強会等	(外出先の例) デパート、理容院、美容院、結婚式場、葬儀場、銀行、郵便局、各種会場等
居宅における法律上の権利を行使又は法律上の義務を履行するための通訳	権利義務関係・人間関係など通訳を介し、正確に伝えなければならない場合等の通訳	※ 誹謗中傷を行うことを目的とするものは除く。
居宅における公文書又は重要な私文書の代読	官公庁からの文書、代読しないことにより重大な支障を及ぼすことが予想される私文書、外出時に提示された文書であって代読しなければ目的を達し得ない文書等の代読	※ 代読しなくても支障を及ぼすおそれのない文書(雑誌・本等)は除く。

2 利用の対象とならない外出等

事由	利用内容
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出等	通勤、営利を目的とした活動
通年かつ長期にわたる外出等	通学、通所(施設・作業所)
社会通念上、事業を適用することが適当ではない外出等	宗教活動、政治活動、ギャンブル、公序良俗に反する外出、主に飲酒を目的とする外出等
その他、障がい保健福祉部長が事業を適用することが適当ではないと認める外出等	